

「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（案）」及び「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募要領

令和2年6月25日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙のとおり、「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令」を制定し、「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則」の一部を改正することとしております。このため、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（案）」及び「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布 ※平日10：00－17：00のみ
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
（東京都千代田区霞ヶ関1－3－1 経済産業省本館7階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年6月25日（木）～令和2年7月25日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。
（注意事項）

※御意見は日本語で提出してください。

※郵送、FAXの場合は、A4版の用紙で提出してください。

※電話及び匿名での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 郵送・FAX

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所又はFAX番号宛にお送り下さい。

住所：〒100－8901 東京都千代田区霞が関1－3－1

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 パブリックコメント担当 宛て

FAX番号：(03) 3501－6604

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメー

メールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：gyoumu-ozone@meti.go.jp

(電子メールの件名を「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令(案)」及び「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に対する意見」として下さい。)

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（案）」及び「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	